商品概要説明書

JAマイカーローン (リピーター型)

(平成26年4月1日現在)

| 商品名 | JAマイカーローン (リピーター型) |
|-----------|--|
| ご利用いただける方 | ○当JAの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満20歳以上であり、最終償還時の年齢が満71歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。 ○マイカーローンのお借入から2年以上経過している方、またはマイカーローンの完済から2年以内の方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 |
| 資金使途 | ○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車は除きます。 ①自動車・バイク(ともに中古車を含む。)のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。 ③運転免許の取得のためのご資金。 ④カー用品(カーナビ等)のご購入資金。 ⑤車庫建設のためのご資金(お借入金額は 100 万円以下とします。)。 |
| 借入金額 | ○10 万円以上 500 万円以内、 1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 |
| 借入期間 | ○6か月以上7年以内とします。 なお、JA住宅ローンをご利用していただいている方は、6か月以上10年 以内とします。 |
| 借入利率 | ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日、10月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 |
| 返済方法 | ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、 毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増額 |

| | 返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済 | する方式。特 | | |
|-----------|--|---------------|--|--|
| | 定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の40%以内、1 | - | | |
| | す。)のいずれかをご選択いただけます。 | 1/3/11-17 | | |
| | ○不要です。 | | | |
| 15 M | ○当JAが指定する保証機関(千葉県農業信用基金協会)の保証を | シゴ和田いた | | |
| 保証人 | だきますので、原則として保証人は不要です。 | € C44/11 1 1C | | |
| | ○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 | | | |
| | ①一括払い(保証料率年0.70%~0.90%) | | | |
| | ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます | | | |
| | 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料(0.70%)(例) | 1 | | |
| 保証料 | | 0 年 | | |
| N HILLY 1 | | 1, 877 | | |
| | ②分割払い | 1, 011 | | |
| | 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただき | すす | | |
| | なお、保証料率は年 0.70%~0.90%です。 | <i>~</i> / ° | | |
| | . 340 ()КШД-Т-Т-Т-Т-Т-Т-Т-Т-Т-Т-Т-Т-Т-Т-Т-Т-Т-Т-Т | | | |
| 手数料 | ○ご融資時に、540円の事務手数料(消費税等含む。)が必要で | です。 | | |
| | ○苦情処理措置 | | | |
| | 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきる | ましては、当 | | |
| | 組合本支店または金融共済部(電話:0478-70-7715 | う)にお申し出 | | |
| | ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を | 整備し、迅速 | | |
| | かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 | | | |
| | また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する千葉県JA/ | バンク相談所 | | |
| | (電話:043-243-0011) でも、苦情等を受け付けております | す。 | | |
| | ○紛争解決措置 | | | |
| | 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関 | 関を利用でき | | |
| | ます。上記当組合金融共済部または千葉県JAバンク相談所にお | お申し出くだ | | |
| 苦情処理措置および | さい。 | | | |
| 紛争解決措置の内容 | 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) | | | |
| | 第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588) | | | |
| | 第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249) | | | |
| | 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「夏 | 東京三弁護士 | | |
| | 会」という) では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客 | | | |
| | 様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあ | | | |
| | ります。 | | | |
| | ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会 | 会議システム | | |
| | 等により、共同して解決に当ります。 | | | |
| | ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移 | 管します。 | | |
| | なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも | ものではあり | | |

| | ません。具体的内容は上記千葉県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。 |
|-----|--|
| その他 | ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。 |

JAかとり

(注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計2種類から選択します。

品概要説明書

J Aマイカーローン (一般型A)

(平成27年6月1日現在)

| 商品名 | J Aマイカーローン(一般型A) |
|-----------|---|
| ご利用いただける方 | ○当JAの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満71歳未満の方。ただし、20歳未満の農業者以外の組合員の場合は給与所得者の方。 ○原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。 ○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。 ○生活の本拠が定まっている方(農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。)。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 |
| 資金使途 | ○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車は除きます。 ①自動車・バイク(ともに中古車を含む。)のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。 ③運転免許の取得のためのご資金。 ④カー用品(カーナビ等)のご購入資金。 ⑤車庫建設のためのご資金(お借入金額は100万円以下とします。)。 ⑥現在他金融機関等から借入中の自動車ローンの借換資金。 |
| 借入金額 | ○10 万円以上 500 万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 |
| 借入期間 | ○6か月以上7年以内とします。 なお、JA住宅ローンをご利用していただいている方は、6か月以上10年 以内とします。 |
| 借入利率 | ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日、10月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 |

| | ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合 | | |
|-----------|--|--|--|
| | せください。 | | |
| | ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし | | |
| 返済方法 | 毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増 | | |
| | 返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。∜ | | |
| | 定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 40%以内、1 万円単位 ⁻ | | |
| | す。)のいずれかをご選択いただけます。 | | |
| 担保 | ○不要です。 | | |
| 保証人 | 〇当 J A が指定する保証機関 (千葉県農業信用基金協会) の保証をご利用いた。 | | |
| | だきますので、原則として保証人は不要です。 | | |
| | ○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 | | |
| | ①一括払い(保証料率年 0.70%~0.90%) | | |
| | ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 | | |
| | 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料 (0.70%) (例)】 | | |
| 保証料 | お借入期間 1年 3年 5年 7年 10年 | | |
| | 保証料(円) 3,774 10,739 17,682 24,591 34,877 | | |
| | ②分割払い | | |
| | 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 | | |
| | なお,保証料率は年0.70%~0.90%です。 | | |
| 手数料 | ○ご融資時に、540円の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。○苦情処理措置 | | |
| | → 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、 ** | | |
| | 組合本支店または金融共済部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください | | |
| | 当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切が | | |
| | 対応に努め、苦情等の解決を図ります。 | | |
| | また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する千葉県JAバンク相談所 | | |
| | (電話:043-243-0011) でも、苦情等を受け付けております。 | | |
| | ○紛争解決措置 | | |
| 苦情処理措置および | 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用で | | |
| 紛争解決措置の内容 | ます。上記当組合金融共済部または千葉県JAバンク相談所にお申し出くた | | |
| | さい。 | | |
| | 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) | | |
| | 第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588) | | |
| | 第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249) | | |
| | 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士 | | |
| | 会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客 | | |
| | 様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もる | | |

| | ります。 |
|-----|-------------------------------------|
| | ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム |
| | 等により、共同して解決に当ります。 |
| | ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 |
| | なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではあり |
| | ません。具体的内容は上記千葉県JAバンク相談所または東京三弁護士会に |
| | お問合せください。 |
| | |
| その他 | ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定 |
| | の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる |
| | 場合もございますので、あらかじめご了承ください。 |
| | ○印紙税が別途必要となります。 |
| | ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問 |
| | い合わせください。 |

JAかとり

(注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計2種類から選択します。